

## 長崎大学工学部転コースに関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、長崎大学工学部規程(平成16年規程第1号。以下「規程」という。)第20条の規定に基づき、転コースに関し必要な事項を定めるものとする。

(転コース可能人員)

第2条 転コース可能人員は、各コース若干人とする。

(出願資格)

第3条 コース変更を出願できる者は、一般入試合格者で次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 変更を願い出るコースの専門分野に関する強い関心と目的意識を持っている者
- (2) 入学してからの学習態度が良好で、高い勉学意欲と基礎学力を持っている者
- (3) コースを変更することにより、標準修業年限内に卒業できないこともあり得ることを了承している者

(選考方法)

第4条 転コース志願者を選考するため、転コース認定試験を実施する。

2 転コース認定試験に関する実施要領は、別に定める。

(転コース許可)

第5条 転コースの許可は、工学部教授会の議を経て、学部長が行う。

(転コースを許可された者の修業年限等)

第6条 転コースを許可された者の修業年限、在学期間及び休学期間は、長崎大学学則の規定によるものとする。

(転コースを許可された者の履修方法等)

第7条 転コースを許可された者の履修方法及び卒業要件は、規程に規定する転コース先の履修方法及び卒業要件によるものとする。